

第 226 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和6年4月10日

南 部 町 農 業 委 員 会

226 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和 6 年 4 月 10 日（水） 午後 2 時 00 分

2. 閉会年月日 令和 6 年 4 月 10 日（水） 午後 2 時 50 分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員（13 人）

会長	4 番	中 村 文 男	
会長職務代理	9 番	川守田 雄 一	
委員	1 番	佐々木 正 義	3 番 夏 坂 元一朗
	7 番	山 田 憲 幸	8 番 堀 内 重 男
	10 番	佐々木 一 雄	11 番 佐々木 徳 志
	12 番	三 浦 恵美子	13 番 赤 石 敏 文
	14 番	高 橋 勝 敏	15 番 河守田 雄 一
			16 番 工 藤 信 仁

5. 欠席委員（3 人）

2 番	石 橋 薫	5 番	夏 堀 健 一
6 番	梅 内 道 子		

6. 会議書記

事務局長	野 月 正 治
主幹	佐 藤 弓 孔
主査	宮 野 健 人

7. 会議日程

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	報告第 1 号 使用貸借合意解約書の受理について
日程第 5	報告第 2 号 賃貸借合意解約書の受理について
日程第 6	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 7	議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
日程第 8	議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
日程第 9	議案第 4 号 南部町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について

事務局長 中村会長	出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。 はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 10 番 佐々木 一雄 委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
中村会長 事務局長	ご着席ください。 ただいまから第 226 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長 事務局長	「あいさつ」 本日、2 番 石橋 薫 委員・5 番 夏堀 健一 委員、6 番 梅内 道子 委員から欠席の旨の連絡がありました。 出席委員は 16 名中 13 名で、委員定数に達しておりますので、第 226 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 5 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 7 番 山田 憲幸 委員 8 番 堀内 重男 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 報告第 1 号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告します。 報告の説明を求めます。 佐藤主幹
佐藤主幹	報告第 1 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1 件です。

議 長	農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和元年 5 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約した日、合意解約が成立した日、及び土地の引渡し of 時期は令和 6 年 3 月 22 日、合意解約の条件は「なし」であります。
佐藤主幹	次に、日程第 5 報告第 2 号「賃貸借合意解約書の受理について」を報告します。 報告の説明を求めます。 佐藤主幹 報告第 2 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、16 件です。 農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 6 年 3 月 4 日、土地の引き渡しの時期は令和 6 年 3 月 5 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 2 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成 28 年 5 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 6 年 3 月 4 日、土地の引き渡しの時期は令和 6 年 3 月 5 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 3 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 6 年 3 月 4 日、土地の引き渡しの時期は令和 6 年 3 月 5 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 4 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 6 年 3 月 4 日、土地の引き渡しの時期は令和 6 年 3 月 5 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 5 番から番号 7 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 2 年 8 月 1 日から令和 12 年 7 月 31 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 6 年 3 月 11 日、土地の引き渡しの時期は令和 6 年 3 月 12 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 8 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 2 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 6 年 3 月 11 日、土地の引き渡しの時期は令和 6 年 3 月 12 日、合意解約の条件は「なし」であります。

	番号 9 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 6 年 3 月 11 日、土地の引き渡しの時期は令和 6 年 3 月 12 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 10 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成 28 年 3 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 6 年 3 月 13 日、土地の引き渡しの時期は令和 6 年 3 月 14 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 11 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 6 年 3 月 25 日、土地の引き渡しの時期は令和 6 年 3 月 26 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 12 番から番号 16 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 6 年 3 月 25 日、土地の引き渡しの時期は令和 6 年 3 月 26 日、合意解約の条件は「なし」であります。
議 長	次に、日程第 6 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤主幹
佐藤主幹	議案第 1 号について、説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 2 件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 佐々木 徳志 調査員
佐々木 調査員	11 番 佐々木から説明いたします。 去る 4 月 1 日、中村 農地利用最適化推進委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 1 号と議案第 2 号について、調査を行いましたので説明します。 議案第 1 号について、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。 番号 2 番の申請理由は、贈与を受けて営農するため申請地を取得するものです。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。

議 長	議案第 1 号について、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第 7 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。
	議案の説明を求めます。
佐藤主幹	佐藤主幹 議案第 2 号について、説明いたします。
	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 1 件で、所有権の移転に関するものです。
	なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。
	調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。
佐々木 調査員	佐々木 徳志 調査員 議案第 2 号について、農地法第 5 条第 2 項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。
	農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。
	番号 1 番の申請理由は、譲受人が自己住宅を建築し、同居住まいを解消するため、申請地を取得するものです。調査の結果、転用内容は
	転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。
	以上で説明を終わります。
議 長	農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。
佐藤主幹	佐藤主幹 議案第 2 号について、補足説明いたします。
	番号 1 番の申請地の位置ですが、名川・下名久井地区で南部町役場から北東に約 920m の距離に位置し、申請地の北東及び西側は農地、南側は宅地となっております。
	農地区分については、宅地化が見込まれる農地の区域でその規模が 10ha 未満であることから、第 2 種農地と判断されます。第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより、事業目的を達成することが出来ると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。
	以上、補足説明を終わります。
議 長	議案第 2 号について、ご異議ありませんか。

議 長	(異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。
	よって議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。
議 長	次に、日程第 8 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。
	ここでは、農業委員 3 番 佐々木 一雄 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 － 佐々木委員退席 － (午後 2 時 22 分退席) 議案の説明を求めます。 佐藤主幹
佐藤主幹	議案第 3 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、59 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番から番号 7 番の利用目的は田、期間は 2 年 11 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 8 番の利用目的は田、期間は 4 年 11 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 9 番の利用目的は樹園地、期間は 9 年 11 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 10 番から番号 12 番の利用目的は畑、期間は 9 年 11 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 13 番の利用目的は田、期間は 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 番号 14 番の利用目的は田、期間は 2 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,022 円です。 番号 15 番から番号 18 番の利用目的は田、期間は 4 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 番号 19 番の利用目的は田、期間は 7 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,152 円です。 番号 20 番から番号 37 番の利用目的は田、期間は 9 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料

	は年額 5,000 円です。 番号 38 番の利用目的は畑、期間は 9 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 3,355 円です。 番号 39 番の利用目的は畑、期間は 9 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,768 円です。 番号 40 番の利用目的は畑、期間は 9 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 番号 41 番から番号 48 番の利用目的は田、期間は 9 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 番号 49 番の利用目的は畑、期間は 9 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 7,260 円です。 番号 50 番の利用目的は畑、期間は 9 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 9,384 円です。 番号 51 番の利用目的は畑、期間は 9 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 10,395 円です。 番号 52 番と番号 53 番の利用目的は田、期間は 3 年、使用貸借による権利設定です。 番号 54 番の利用目的は樹園地、期間は 15 年、使用貸借による権利設定です。 番号 55 番の利用目的は畑、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 9,966 円です。 番号 56 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,946 円です。 番号 57 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,988 円です。 番号 58 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,978 円です。 番号 59 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	議案第 3 号について、ご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。 よって議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 ここで、佐々木 一雄 委員の入室を求めます。 － 佐々木 委員 入室 － (午後 2 時 30 分着席) 次に、日程第 9 議案第 4 号「南部町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤主幹
佐藤主幹	議案第 4 号について、説明いたします。 国の農地移動適正化あっせん事業実施要領等の一部改正に伴い、当委員会の農地移動適正化あっせん基準について改正を行うものです。

あっせん事業とは、農地の売買で、相手方が決まっていない場合に、要件を満たした受け手等へあっせんを行うものです。平成 26 年度に農地中間管理機構が設立されてから、この事業は南部町では行われておりませんが、必要になった時のために規定を整備しておくものです。

それでは、別紙、南部町農地移動適正化あっせん基準新旧対照表をご覧ください。
改正点を順に説明します。

1 点目が、ページを 1 枚めくっていただきまして、上の部分、第 2 の「農用地等の権利を取得させるべき者」について、これまで、農地中間管理機構等が農用地等の権利を取得させるべき者に含まれていましたが、それを削除し、改正後は要件を備える農業を営む者のみとなります。

次のページをご覧ください。

2 点目が、第 4 の「農用地等を取得させるべき者に対するあっせん」の（1）について、これまではあっせんにあたって順位付けを行う形でしたが、改正により順位付けはなくなり、認定農業者又は認定就農者を優先するという部分だけが残ります。

次に、ページを 1 枚めくってください。3 点目が、第 7 を新設し、基盤強化法 第 19 条 第 1 項に規定する地域計画の区域内においては、

(1) 地域計画の区域内の農用地等に基盤強化法 第 19 条 第 3 項に規定する農業を担う者が位置付けられている場合には、その者にあっせん

(2) 市町村が地域計画を変更することが見込まれる場合であって、変更後の地域計画において、当該農用地等に新たな農業を担う者が位置付けられるときには、その者にあっせん

(3) 地域計画において、当該農用地等に農業を担う者が位置付けられていない場合、農業を担う者が直ちに農用地等を引き受けられない場合その他農業を担う者にあっせんすることが適当でない場合には、地域計画の達成に資する者へあっせん

といったように、原則、地域計画上の農業を担う者、いわゆる担い手にあっせんする記載を追加します。

次のページをご覧ください。

4 点目が、第 8 の「あっせん譲受け等候補者名簿の作成」について、これまでは別途名簿の作成が必要でしたが、農業を担う者として地域計画に位置付けられている者は、名簿に登録されている者とみなすの記載を追加し、地域計画上の農業を担う者となっていれば別途名簿を作成する必要はない形とします。

5 点目が、第 9 の「あっせん」について、地域計画の区域内において、農用地等の所有者から当該農用地等の基盤強化法 第 4 条 第 3 項 第 1 号に規定する利用権の設定等についてのあっせんの申出等があった場合、利用権の設定よりも農地中間管理機構の活用を促すといった記載になります。

以上 5 点についての改正と、ページ 3 枚めくっていただきまして、真ん中、別表第 1 をご覧ください。

2020 年農林業センサスにより、基準経営面積を 1.4 ha から 1.41 ha に変更されたこ

議 長	と、と県の準則に合わせて字句の訂正をするものです。 今後につきましては、本日の総会で承認をいただいたのち、県に提出いたします。施行時期は県知事の認定を受けた日となります。 以上で、説明を終わります。 議案第４号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、日程第９ 議案第４号については、原案のとおり一部改正することに決定いたしました。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第２２６回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後２時５０分) 終礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ ・着席

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和６年４月１０日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....